

新事業創出モデル伴走支援業務 提案競技 実施要領

1 目的

- 県内IT企業が非IT企業の新規事業創出のパートナーとなる成長モデルを構築すること -
島根県内IT企業がDXパートナーとして県内非IT企業と連携し、デジタル技術の利活用により、新規事業創出・ビジネスモデル変革等、それぞれが収益性の高い産業構造への転換を図るため、新規事業創出・ビジネスモデル変革等に向けたプロジェクトを伴走する専門家を配置し、特に企業変革を志向する非IT企業に対して、DXパートナーを志向する県内IT企業とともに現状認識、あるべき姿の設計、課題解決を行うためのビジネスアイデアのブラッシュアップ、事業計画の策定、新サービス開発・ビジネスモデル変革への伴走支援（以下、「伴走支援プログラム」という。）を行うことで、他の県内企業のモデルとなる成功事例の創出を図る。

2 企画提案競技の対象とする業務

(1)委託業務名

新事業創出モデル伴走支援業務

(2)業務内容

別添「新事業創出モデル伴走支援業務 提案競技 仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする

(4)委託料上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

(1)単独の法人であること。

(2)次の各号を満たす者であること。

①当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

③地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

④消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

⑤島根県の区域内に事業所を有している者にあつては、島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

- ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4 提出書類の種類及び部数

本企画提案競技に参加を希望する者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。

各証明書は発行後3ヶ月以内の原本又は写しとする。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 参加表明書・誓約書 1部（様式1）
- イ 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）（本要領の7による）
- ウ 法人登記簿謄本 1部
- エ 島根県内に事業所を有する者は県税に係る納税証明書又は納税の義務がない旨の証明
- オ 島根県内に事業所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、主たる事務所が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書又は納税の義務がない旨の証明書 1部
- カ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書又は納税の義務がない旨の証明書 1部
- キ 会社概要書（会社案内・要覧・定款等） 1部
- ク 直近3期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） 1部

5 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1)参加表明書・企画提案書

ア 提出方法 持参又は郵送による。

イ 提出書類 「4 提出書類」の種類及び部数に示す書類（ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク）

ウ 提出先 下記「12 提出・問い合わせ先」と同じ。

エ 提出期限 令和6年5月22日（水）午後5時15分必着

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分（土、日、祝日除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

6 企画提案競技にかかる質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法 質問書（様式2）を用いて電子メールにて提出すること。（なお、送信後に電話で着信確認を行うこと。着信確認は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時15分に行うこと）

イ 提出先 下記「12 提出・問い合わせ先」と同じ。

ウ 提出期限 令和6年5月15日（水）12時必着

(2) 回答

質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに、しまね産業振興財団（以下、財団）ホームページに掲載する。

7 企画提案書

本企画提案競技に参加する者は、次の内容を記載した提案書を提出しなければならない。

必要がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 概要

ア 提案は、1社1提案とすること。

イ 企画提案書の規格は、A4版縦型、横書き、30ページまでとし、左綴じ、2穴開け、1部ずつダブルクリップで束ねた状態（ホッチキス止め不可、ファイリング不要）とすること。

ウ 企画提案書は6部持参又は郵送により提出すること。（正本1部、副本5部）

(2) 内容

企画提案書には、下記項目についての記載を行うこと。

ア 企画提案

- ・「新事業創出モデル伴走支援業務 提案競技 仕様書」に基づく企画提案とすること。
- ・また、提案競技仕様書に掲載する次の（a）～（d）の内容については、必ず企画提案書に盛り込むこと。その他、当業務の効果的かつ円滑な実施や支援対象者の成長促進に資する有益な取組があれば提案を行うとともに、活用できる情報リソース、ノウハウ、人的ネットワーク（社内外）等の提案があれば記載すること。

（a）支援対象プロジェクトの募集・選定

- ・支援対象プロジェクトの募集に当たっては、財団と相談の上、審査方針を検討し募集要項を作成する。

- ・支援プロジェクト数は2プロジェクト以上とする。
 - ・支援対象プロジェクトの選定は、事業者のマインド、現状の自社分析状況、プロジェクトへの経営者の関わり、プロジェクトの社内体制等から総合的に判断するものとし、効果的な募集方法及び審査方法を策定し、財団に協議の上、実施すること。
- (b)リーダー専門家の配置
- ・支援プロジェクトの専属メンターとなるリーダー専門家を配置すること。
- (c)各プロジェクト毎の伴走支援について
- ・各支援プロジェクトにおいて、現状分析、あるべき姿の設計、課題解決を行うためのビジネスアイデアのブラッシュアップ、事業計画の策定、県内IT企業をDXパートナーとする新サービス開発・ビジネスモデル変革の伴走支援を行う。新規事業創出・ビジネスモデル変革等の達成に必要な支援として、各支援プロジェクトにつき非IT企業とIT企業に毎月4回以上の面接（うち1回以上の直接面談）を通じて、上記内容を提供する。
- (d)しまねソフト研究開発センター専門研究員との連携
- ・各支援プロジェクトの支援ニーズに応えるため、特にデータ活用の視点で必要に応じて、しまねソフト研究開発センター専門研究員を適宜アサインし、助言やその他の必要な支援を行う。
- ・具体的な業務実施スケジュールを明示すること。
 - ・業務の実施体制、同種業務の実績、事業実施能力を明示すること。
 - ・提案した経費の内訳を記載し明示すること。

8 審査委員会（プレゼンテーション）の実施

選定審査は、別に設置する「新事業創出モデル伴走支援業務 委託候補者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、応募資格を有しない者又は委託料上限額を超える者は、失格とする。また、提案者が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。

(1)日時

令和6年5月27日（月）午後1時から午後5時まで【予定】

上記日時は予定であり、詳細（日時、場所、提案競技順等）は、応募資格を有する提案者に、5月23日（木）までに、電子メールで通知する。

(2)実施方法

現地開催。オンラインによる出席も可。

(3)場所

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね 小会議室

(4)プレゼンテーション時間

1 提案 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。提案者の説明開始時間等の詳細については、本項(1)による。

(5) 評価方法

以下の審査内容により評価点（100 点満点）を付与する。

① 実施内容の妥当性や工夫

- ・ 事業の趣旨を把握した内容となっているか。
- ・ 伴走支援プログラム実施内容（募集・審査や選定基準の考え方、実施体制、支援内容・業務範囲）は妥当なものとなっているか。
- ・ 事業成果を高めるような工夫がされているか。

② 実施計画の妥当性・効率性

- ・ 日程等の実現性はあるか。
- ・ 適正な経費設計がなされているか。

③ 類似業務の経験

- ・ 非IT企業とIT企業が連携したデジタル技術を活用したビジネスモデル変革支援の実績を多数有し、様々な業種・業態についてDX推進の方向性を示唆できるか。

④ 業務従事者の専門知識、適格性

- ・ 伴走支援プログラムの実施にあたって、IT企業をDXパートナーとする新サービス開発・ビジネス変革支援の知識・知見等を有しているか。
- ・ 企業支援に関する知識、知見等を有しているか。
- ・ 直近の県内IT企業の現状を熟知しており、トレンドを踏まえた今後の成長への方向性を示唆できるか。

⑤ 組織の実施能力

- ・ 優れた情報収集分析能力を有しているか。

⑥ 進行管理等

- ・ 円滑な業務遂行、進行管理ができる人員体制が組まれているか。
- ・ 経営及び財務状況は、業務執行上支障ないか。

(6) 委託候補者の決定

選定審査結果 1 位の事業者を委託候補者とし、同点の場合、審査委員長によるくじ引きで決定する。事業者が契約を辞退した場合は、順次順位を繰り上げるものとする。

(7) 審査選定結果の通知

文書により、提案者に対してそれぞれ通知し、選定審査の経緯については、公表しない。また、選定審査結果に対しての異議は受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

- (2)所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3)事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4)提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5)提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6)その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

- (1)受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
- (2)委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (3)契約金額については、採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

11 その他の留意事項

- (1)本要領に基づき提出された書類は他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。
- (2)原則、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、財団の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3)本業務における会議、意見交換、委託者から受領又は閲覧した資料の内容等、双方で秘密情報として管理することとした情報については財団の許可なしに第三者へ無断で開示（提供）してはならない。
- (4)成果物の著作権は、委託料の支払いが完了し、業務実施完了報告を受けたときをもって財団に譲渡されるものとする。
- (5)委託契約の支払いについては、財団規程に基づき支払うものとする。

12 提出・問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団

しまねソフト研究開発センター 担当：安食・安部

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地

TEL：0852-61-2225

E-mail: itoc@s-itoc.jp